平成２２年（フ）第４４０２号
東京都江戸川区松江７丁目13―18
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４０４号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５－１―101
債務者　甲斐原末伸
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４０５号
東京都世田谷区祖師谷２丁目５－１―101
債務者　甲斐原ミチ子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５８８号
横浜市泉区中田北１－３－３　アネックスＹＡＭＡＭＵＲＡ203、住民票上の住所神奈川県平塚市河内433番地
債務者　瀬戸　輝子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
神奈川県相模原市青葉１丁目14番25号
債務者　小林　貴代（旧姓永尾）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５号
長野県佐久市中込2222番地４
債務者　竹内　五月
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１０号
静岡県富士宮市宮北町153番地　五月荘Ａ－２、前住所静岡県富士宮市小泉2146番地の12ソレーユ小泉205号室、前々住所静岡県富士宮市大中里100番地１の１、前々々住所岐阜県加茂郡富加町960番地コーポ大山103
債務者　朝比奈真希
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２８３号
東京都あきる野市五日市813番地２ガーデンコート201号
債務者　青木　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
東京都町田市相原町534番地77
債務者　小松　直美（旧姓相川）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
神奈川県相模原市陽光台３丁目７番26号　エストブルグ102
債務者　竹内　　翔
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２号
神奈川県相模原市鵜野森２丁目23番２号　平野方
債務者　小久保光雄
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８７号
神奈川県相模原市陽光台４丁目８番４号　サロン・シブヤ202
債務者　伊藤　　章
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９１号
神奈川県相模原市田名8291番地３
債務者　工藤　良子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１５号
東京都町田市成瀬2140番地１　エステートピアパレス　201、申立時の住所神奈川県相模原市共和４丁目13番７号　リヴィエールスタジオ305
債務者　柏木　宏睦
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１００号
静岡県浜松市中区南浅田１丁目２番23号　貴和荘６号、前住所静岡県浜松市南区飯田町659番地の２　グリーンアベニュー201号
債務者　丸山　裕代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係